

重要事項説明書

(指定訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 Proviamo
主たる事務所の所在地	〒336-0926 埼玉県さいたま市緑区 4-6-2 エスプリット東浦和 402 号室・403 号室
代表者(職名・氏名)	代表取締役 坂口 広海
設立年月日	2019年 2月 1日
電話番号	048-762-7387

2. 事業所の概要

事業所名	れんげ訪問看護・リハビリステーション
所在地	〒336-0926 埼玉県さいたま市緑区 4-6-2 エスプリット東浦和 402 号室 ・ 403 号室
電話番号	048-762-7387
管理者名	山崎 幸代

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	8名 (常勤) 2名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	4名 (常勤) 2名 (非常勤)
作業療法士		4名 (常勤) 0名 (非常勤)
言語聴覚士		2名 (常勤) 0名 (非常勤)
事務職員		2名 (常勤) 2名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年未年始(12月31日～1月3日)は除きます。	8時30分～17時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、医療保険制度に基づく金額になります。
- (3) 医療保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- (4) 利用者負担金は、毎月 26 日(当該日が土日祝の場合は、土日祝明け)にご指定の金融機関の口座から引落となります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：れんげ訪問看護・リハビリステーション 連絡先：048-762-7387

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

前日のキャンセル料金 = 自己負担金額の 50%

当日のキャンセル料金 = 自己負担金額の 100%

11. 秘密保持

事業所及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、訪問看護計画の作成や市町村の実施する保険福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	048-762-7387	FAX番号	048-762-7687
担当者	管理者 山崎 幸代		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	さいたま市介護保険課	電話番号:048-829-1265
	国保連合会苦情相談	電話番号:048-824-2568

13. 虐待防止のための措置

- ① ご利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。
身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。
ご利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、
また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、
ただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。
 - ② 虐待防止のための指針を整備するとともに、ご利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
 - ③ 前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。
 - ④ 身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
- (1) 切迫性:ご利用者様本人または他のご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - (2) 非代替性(ひだいたいせい):身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
 - (3) 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

14.その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ ペットを飼われている方に対して、訪問看護サービスの安全な提供のため、必要に応じて、ペットを別室または、ゲージに入れるか、繋ぐなどの対応をお願いする場合があります。尚、改善などのご対応を頂けない場合、契約を終了させて頂く場合がございます。

以上